安威川ダム建設事業の建設事業評価に対する意見

提出者に関する事項	住所又は所在地　大阪府茨木市中穂積二丁目３－３３ 氏名又は団体名　畑中孝雄 電話番号又はメールアドレス　takao_hatanaka@nifty.com
意見・提言	「主な過去の洪水被害」の広報について 　事業の必要性に関する視点の「主な洪水被害」の記述はこれらの被害がダム事業の実施で解消するかのような印象を与える意図的・作為的な「印象操作」即ち情報操作は中止するべきです。 例えばＳ４２．７．９ 死傷者６１名。行政区別内訳は茨木市は死者１名、重傷者１名、軽傷者８名。吹田市は死者１名、重傷者１名、軽傷者４９名です。茨木市の詳細は死者１名は国道 171 号線中河原橋付近での側溝工事中の工事関係者の事故です。重傷者１名は北春日丘四丁目斜面崩壊によるもの。軽傷者８名の内訳は同じく北春日丘四丁目で４名、阪急東舟木町帰宅中１名、道祖本屋外作業中１名、泉原と上福井で水防活動中の消防団員２名で安威川本川破堤と全く関係のない事故であることが明白です（茨木市大阪府民生部消防救助課への報告)。吹田市の死傷者も同様です。 　茨木市他浸水家屋２５０００戸も斜面崩壊、支川の氾濫、内水被害がすべてで、本川堤防決壊による浸水家屋は１戸もありません（茨木市災害対策本部報告)。河川堤防決壊も支川が１１ヵ所、本川宮鳥橋付近堤防決壊も流木によるものです。橋梁被害木橋１３橋も流木によるものです（淀川右岸水防事務組合報告)。その後の摂津市他の浸水家屋も内水によるものです。大阪府はこうした事実を十分承知しながら情報操作を長年続けてきました。強い反省を求めます。